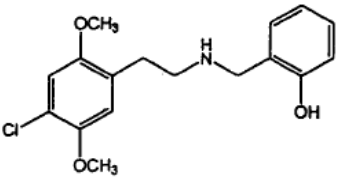


知事指定薬物(平成27年6月24日石川県告示第307号)

1 知事指定薬物の名称等

| No. | 通称名 | 一般名(告示名) | 構造式 |
|-----|----------|---|---|
| 1 | 25C-NBOH | 2-[(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類 |  |

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

平成27年6月25日